

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

## TOPIC

100年振りの保険法改正で何が変わるのか？

シリーズ 1

## 消費者保護を最優先に 法文も平易に

日々の生活のなかでは「予想外」なことが起こります。その「万が一」を補完するために保険制度があります。この制度を規定する「保険法」が約100年振りに改正されました。どのように改正されたのか、利用者にどう影響するのかを2回シリーズでご紹介します。

### 保険が持つ二つの側面

保険は大きく分けて二つの側面を持っています。一つは相互扶助的な仕組みの経済的な側面です。もう一つはお客さまと保険会社が保険契約を締結する法律的な側面です。今回の保険法の改正は、この保険が持っている法律的な側面に関するお話です。

### 保険は契約によって成り立つ

保険は保険契約を締結することによってその効果を生じます。保険契約の当事者は保険契約者と保険会社です。保険契約の内容は「保険約款」に記載され、何を補償し何を補償しないのか、保険契約者は契約締結時あるいは事故発生時に何をしなければならないのか、などが規定されています。

この保険約款は保険会社が作成しますが、消費者向けの保険商品では、金融庁の認可が必要であり、販売前に保険約款の内容が消費者利益を害するものではないか審査されます。一方、保険契約者と保険会社の関係は、従来から商法のなかに保険法があって、保険約款に書いていないことは商法が適用されることになっていました。

今回の改正のポイントの一つは、保険法を商法から独立させて、単独法に改めたことです。併せて、カタカナ・文語体の法文がひらがな・口語体に改められました。

### なぜ、保険法が改正されたのか

損害保険の分野では、多くの消費者や企業が交通事故に備えて自動車保険を、火災や自然災害に備えて火災保険を契約しています。しかし、保険は目に見えない、約束事の多い商品なのでわかりにくく、

理解するのが難しいことも事実です。しかも契約内容を表す保険約款はプロである保険会社によって作られていますので、理解力、交渉力、あるいは情報量など多くの点で、契約の一方の当事者である保険契約者は保険会社に対して立場が弱くなってしまいます。

そこで、消費者（保険契約者）と保険会社の保険契約に基づく権利や義務をあらかじめ法律で明らかにして、弱者である保険契約者側の地位を安定させようとしたのが保険法です。

従来の商法にあった保険法は100年も前に作られたもので、今日の消費者権利の保護の潮流には適合しないものになっていたため、こうした視点からの見直しは必定だったといえます。

### 保険法の性質

これまでの保険法は、そのほとんどが任意規定と解釈され、これと異なる保険約款を定めても特段、法律効果に影響はありませんでした。しかし、今回の改正では、消費者の利益を一方的に害する契約内容（保険の場合は約款）は無効であるとされ、これとの関係を明らかにする必要性がありました。そこで、新保険法では片面的強行規定という概念を導入しました。これも今回の改正の大きなポイントの一つで、新保険法の規定よりも保険契約者（消費者）側に不利な約款を定めても、その不利な部分は無効であることを法律に明記しました。「シリーズ2」でふれる告知義務や保険金の支払時期などの規定がこれに該当します。



100年振りに改正された  
たくさんの「保険法の解説書」